

○田野町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 田野町への移住を希望する者に、一定の期間にわたり本町での日常生活や風土を体験することができる機会を提供するため、田野町移住体験住宅（以下「移住体験住宅」という。）を設置し、移住の推進及び人口の流入を促す。

(名称及び位置)

第2条 移住体験住宅を次のとおり設置する。

名称 田野町移住体験住宅

位置 田野町2519番地31（田野町移住促進住宅1-1号棟）

(管理)

第3条 町長は、移住体験住宅を常に良好な状態において管理し、その設置目的に即した運営をしなければならない。

(使用の許可)

第4条 使用者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

3 移住体験住宅を利用する者は、町外に住所を有する移住希望者で、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 将来的に本町への移住を希望している者

(2) 転勤等による転入者でない者

(3) 旅行に伴う宿泊利用者でない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(使用期間)

第5条 移住体験住宅を使用することができる期間は、2泊以上29泊以内とする。ただし、特別な事情により町長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

(使用料)

第6条 移住体験住宅の使用料は、1泊当たり1千円とし、使用開始までに前納しなければならない。20泊を超える使用料については上限を2万円とする。

2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 第1項の使用料は、移住体験住宅の電気料金、水道料金、ガス料金、放送受信料、電話回線料等及びこれらに係る消費税を含むものとする。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、建物および備品等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他の理由があり、町長が特に認めるときはこの限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。